

ガソリン・軽油・灯油について

1. ガソリン、軽油、灯油価格は毎月変動するものとする。
2. 2月現在の価格を見積し最低価格の業者と平成31年4月より1年間契約する。
3. 3・4月の石川県庁共同受注契約単価金沢地域価格(税別)の上下差額を、2月最低価格に加えた金額を4月の価格とし、その後同じように変動差額との和をその月の価格とする。
4. 契約業者は、毎月石川県庁共同受注契約単価金沢地域価格(税別)を石川県石油販売協同組合等が発行する書面にて提出する。
5. 見積額の基準単位は次のとおりとする。

品 目	単位	備考	参考(H30.1-12月使用量)
ガソリン	1ℓ		6,989ℓ
軽 油	1ℓ	軽油税含む	2,313ℓ
灯 油	1ℓ		112 kℓ

6. 灯油納入について

1回の納入量は原則6kℓとする。(8kℓの納入も可)

取扱いメーカー名等がはっきりと判るタンクローリーで納品する。

無印のタンクローリーでの納品は禁止する。

当苑のタンク残量が2kℓをきると諸設備に支障が生じるため、その前に給油できるよう配慮する。

灯油納入後タンク残量が11kℓを超えないように給油する。